

災害時における指定緊急避難場所としての 使用に関する協定書

廿日市市
株式会社 イズミ

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

廿日市市（以下「市」という。）と株式会社イズミ（以下「事業者」という。）とは、津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水災害時」という。）における指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浸水災害時において、住民、滞在者等（以下「住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、事業者が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の使用用途は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所とする。

（使用施設）

第3条 事業者は、事業者が所有する次の施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として、市に使用させるものとする。

- (1) 施設名称 ゆめタウン廿日市
- (2) 所在地 廿日市市下平良二丁目2番1号
- (3) 所有者 株式会社イズミ
- (4) 構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階建
- (5) 建築年 平成27年
- (6) 使用範囲 駐車場（4、5階及びR階）、スロープ
- (7) 収容人数 4階約19,100人、5階約17,000人、R階約17,000人

（使用の通知）

第4条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する際、事前に事業者に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2 市は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定に係らず、事業者の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、市は事業者に対し使用した旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（使用施設への職員の派遣）

第5条 市は、使用施設を指定緊急避難場所として使用する場合、事業者に対して職員の派遣を要請することができる。

2 事業者は、前項の規定により市から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（使用期間）

第6条 指定緊急避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（使用の終了）

第7条 市は、使用施設について指定緊急避難場所としての使用を終了する際は、その旨を文書又は口頭で通知するとともに、使用施設を原状に回復し、事業者の確認を受けるものとする。

(費用負担)

第8条 使用施設の使用料は、無料とする。ただし、第5条第1項の規定により、事業者が職員を派遣したときの人件費は、市が負担するものとする。

2 市の事業者に対する費用の支払方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(使用施設の破損時の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、暴風等による破損及び住民等の故意による破損は、これに含まれないものとする。

2 事業者は、使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合において、使用施設が破損したことを確認したときは、速やかに市に報告するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 事業者は、使用施設に住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更等の報告)

第11条 事業者は、使用施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

(指定緊急避難場所の表示及び公開)

第12条 市は、使用施設の住民等から見やすい箇所に「指定緊急避難場所」である旨を表示する看板等を設置し、広報紙、市ホームページ等により住民等に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年6月6日

廿日市市

代表者 廿日市市長 眞野 勝弘

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明